

# 京都部落問題 研究資料センター通信

第58号

発行日 2020年1月25日 (年4回発行)

編集・発行 京都部落問題研究資料センター

当資料センター主催「二〇一九年度差別の歴史を考える連続講座」の第三回から第六回を京都部落解放センターで、一〇月四日・一日・二五日・十一月一日に開催しました。

講演要旨は次の通りです。詳しくは年度末に発行予定の講演録をご参照ください。

### 第3回

#### 近世石清水八幡宮の菖蒲 革と神人の活動

講師 竹中 友里代さん  
(京都府立大学)

菖蒲革とは、藍染めの革の下地に菖蒲の花や駒形(馬)などの紋様を白抜きにした型染の革で、勝武にも音が通じて甲冑などの武器や馬具に用いられた。下地には牛馬の革ではなく、白革という鹿革を鞣したものが使われた。鹿革は通気性があり柔らかく軽い。戦場でぬれても硬化せずしなやかさを失わないので武器に適していた。

八幡の菖蒲革について近世の史料に「八幡大谷にて染める」とあり、大谷町には八幡宮の神宝神人が軒を連ねていたことが当時の絵図からわかる。

鎌倉時代、物資の流通が盛んになり、八幡宮前町に染革座がで

き、それを仕切る染革奉行が神宝所に設置されていた。神宝所の神人には徳川家康から朱印状や八幡宮からの補任状が出され、権威に裏打ちされていた。

江戸時代、白革づくりをしていた八幡科手の白革師は、大坂安土町、塩町と共に白革製造販売の独占権を持っていた。江戸時代になると皮革製品の需要拡大によってかわた村でも鹿革なめしをするようになり、科手の白革師が六条村・天部村の鹿皮なめしを禁止するよう何度も訴え出ている。そこでは、菖蒲革は將軍家への献上品でもあり別格のものである。家康の朱印状を持つ特別な百姓が製造する清浄な白革であることを主張した。争論に勝訴した記念に「大坂白革屋中」と銘文がある大きな石灯笼一対が石清水八幡宮に寄進されている。

明治維新を経て、神仏分離による八幡宮の神威の失墜、神人自身を示す朱印状の失効など由緒を失い、白革師は穢多との身分混同を恐れて製革の道具全てを廃棄し、職人も離散していった。

明治一五年に京都府の勸業課が高貴な物産として再興するよう告諭したが、応じることはなかった。

### 第4回

#### 賤民廃止令について横山 百合子氏の疑問に答える

講師 上杉 聰さん  
(大阪市立大学元教授)

明治四(一八七一)年に賤民廃止令(解放令)が何故成立したのか。その要因には、江戸時代、社会の仕組みに部落民が組み入れられることにより「差別」が強化されていくが、中世以来の「穢れ」意識は弱まった事があげられる。また、社会制度に組み入れられることにより部落内外の交流が拡大し、「差別」に対する姿勢も変わる。人口の増加による経済力を背景に物申すようになるのである。

明治時代に入り、新しい国家体制を作っていくに当たり、体制維持に重要な警察・清掃機能がこれまで被差別民によって担われてきたこと、差別の上に形成されてきたことについて体制の不備を政府は自覚していく。また、統一国家の形成を進める上で、異民族視されてきた部落民を日本人として取り込むことが必要となり、段階的解放論や抜擢解放論が出てくる。そういう中で、即時無条件の賤民廃止令が出される。

この法令は差別をなくすことについては実効性もたず、「土地の商品化」と身分制が衝突したことが引き金となつてだされたのである。地租改正は税金の取り方を根本的に変えたもので、近代化を進めるための安定した税収を得るための重要な政策であつた。それまで警察や清掃といった仕事の代価として無税だつた部落の土地に他の無税地と同様に課税し、売買できるとするところが重要だつたため身分制の廃止がなされたのである。

横山百合子さんの地租改正説への批判は、賤民廃止令の制定過程の様々な関係史料への検討が十分であると講師は指摘した。

第5回

江戸時代の清水寺に存在した「仁王門下の惣門」と門番—『成就院日記』を中心に—

講師 吉住 恭子さん  
(京都市歴史資料館館員)

江戸時代、清水寺の僧房である成就院は門前町を管轄する仕事をしており、その公用日記には町奉行配下の与力や同心との行政上のやりとりや現存しない清水寺の景

観の記録などが記されており大変貴重なものである。

元禄七年(一六九四)の日記には、現在はない「馬駐門」と称される門が仁王門の石段下にあり、そこには門番がいて門の開閉や巡回をしていたことが記録されている。門の開閉は時間が厳しく決められ、門番以外が開閉すると咎めらるといった警備上重視された門であつた。清水寺の廻りには他に滝下門・延年寺越門があつた。

背後が山であり山をぬうように道が通るため不審者の出入りには注意する必要がある、さらに他の寺社にはない信仰心からの「飛び落ち」が多々あるという清水寺ならではの問題があつたため、「馬駐門」は仁王門下にあつて参詣者の出入りが多いことから特に重要視され、構造も他の門よりも立派なものであつた。

洛中の町々でも木戸門設置が命じられ番非人が置かれたが、清水寺の番人は門前町の住民が勤めていた。「飛び落ち」や変死者が出た場合、町奉行への届出や介抱、身内への連絡なども門前町の人びとが行つた。ただし、変死者が非人の場合は悲田院に連絡し引き取らせた。

『成就院日記』は現在も翻刻が続いており、門の位置づけや門番の就任について、更に明らかになると思われる。

第6回

日本国憲法制定期の新聞論説(1945~1947年)  
—京都発行新聞にも注目して—  
講師 梶居 佳広さん  
(立命館大学社会システム研究所客員研究員)

敗戦から一九四七年五月三日の新憲法施行までの日本の各新聞がどのような主張をしていたのかを、三つの時期に区分して整理する。

第一期は大日本帝国憲法改正の動きが明らかになつた四五年一月から憲法改正草案が発表された四六年三月である。改正の動きが明らかになると基本的には多くの新聞が「日本民主主義の確立と国体護持」の立場をとつた。その後、

旧憲法の微修正という政府の動きが明らかにになると政府批判を行うのが天皇制支持の立場が大勢だつた。しかし四六年三月、占領軍による改正案を受け入れた政府の草案(主権在民・天皇世襲・戦争放棄)がだされると大半の新聞が肯定的評価を明らかにする。

第二期は四六年六月から一〇月

の帝国議会での改正案審議・成立の時期で、「主権問題」「戦争放棄」「基本的人権」などについて取り上げられたがほとんど議論にはならなかつた。背景には「憲法よりメシ」という、食糧難の時に憲法論議が優先するののかという世相があつた。

第三期は四六年十一月の公布から四七年五月の施行までの時期で、新憲法の意義や、生かす努力などの啓蒙的な主張が中心になる。

新憲法制定について当初は天皇制・国体に関する論議が主だったが、議論そのものは高まることはなく、草案発表後は占領軍方針への追認的な姿勢が強かつた。基本的人権については、公布以降に関心が高まり内容紹介などの啓蒙を行つている。

京都発行の『京都新聞』『夕刊京都』では、天皇制の問題を含めて新憲法について国民の間で議論が高揚することを求め盛んに議論を喚起している。全国的にも少数派であつた。これはこの時期に論説を担当していた著名な経済学者の住谷悦治の主張によるものが大きい。

## 本の紹介

山本栄子・山本崇記編

## 『いま、部落問題を語る』

## 新たな出会いを求めて』

矢野 治世美

(熊本学園大学教員)

## ■本書の構成

本書は、編者の山本栄子さんと前著『歩―識字を求め、部落差別と闘いつづける』（解放出版社発売、二〇二二年）を通じて出会った人びととの鼎談を通して、部落差別の解消・解放に向けて「私たちに何が必要なのか」を探ることを問題意識としている。

鼎談者は各地で部落問題の解決に取り組む当事者や関係者で、①部落史・部落問題研究、②同和教育・人権教育、③部落の若者たち、④隣保館、⑤識字教室、⑥カースト制度・アジアスタディーズ、⑦同和行政、⑧部落解放運動の八つのテーマについて、「部落差別をどのように語るべきなのか。また、何について語るべきなのか」という視点から対話が進められている（偶然かもしれないが、鼎談者一四人

のうち一人が女性という構成は、この分野の鼎談集としては意義深いのではないだろうか）。各章のタイトルと鼎談者は次のとおりである（括弧内は鼎談者）。

第1章 部落史研究の位置―差別の論理的把握と不断の民主主義革命（黒川みどり）

第2章 現在の部落認識・差別意識にどう立ち向かうか―これまでの同和教育・人権教育の成果と課題を継承する（阿久澤麻理子）

第3章 若者にとつての部落問題―生き方の模索と多様なマイノリティへの拡がりへ（川崎那恵）

第4章 隣保館活動の可能性―出会いとつながりをオーガナイズする（篠原美智代・長尾香織・吉田賀永子・西川小百合）

第5章 京都府福知山における

識字学級の取り組みと女性たち（部落解放同盟京都府連合会丘支部 女性部・藤田寿啓）

第6章 アジアから見る被差別部落―差別を超える力を見据える（池亀彩）

第7章 同和行政の「総括」とは何であったのか―京都市と京都市立芸術大学の試み（淀野実）

第8章 再論・部落解放運動―差別から「解放」されるとは何か（山内政夫）

序章（山本崇記執筆）および各章の冒頭と、「鼎談・座談を終えて」（山本栄子執筆）では、鼎談の問題意識と鼎談者のプロフィール、栄子さんと出会った経緯が説明されている。また、「解放奨学金」や「地区指定」など、部落問題に関連する語句・用語に脚注が付けられており、部落差別をよく知らない読者にとってこの問題を理解する助けとなるだろう。

## ■連帯・ネットワーク

編者と各鼎談者の間では、内外のさまざまな社会運動や被差別マイノリティとの連帯・ネットワークづくりが必要だとする意識

が共通している。

第3章の鼎談者の川崎那恵さんは、運動を模索する中で、部落から出て一般地域に住んでいる人たちの拠り所となる場所づくりを試み、仲間とともにHP「『わたし』から始まる『部落』の情報発信サイト（BURAKU HERITAGE）」を開設し、積極的に部落に関係する情報発信を行っている。

また、地域内外の住民のニーズを聞きながら、人と人を繋げるといふ香川県の隣保館活動は、全国で隣保館の縮小・廃止が続き、地域の高齢化が進む中で、隣保館活動の新たな可能性を提示するものである。まず隣保館職員が、部落問題だけでなく、ヘイトスピーチや在日コリアン、LGBTの問題について学び、そこから学校や地域に発信していくという流れから、つながりを作っていくという仕組みがうまく機能している館も存在するという。第7章の鼎談者で京都市職員として同和行政改革に携わった淀野実さんも、「解放理論という点では、もっと間口を広げて様々な社会的弱者と連帯してあらゆる差別を克服していくというのがあるべき姿だと思っております」

(三四〇頁)と理想を語っている。

第2章の鼎談者の阿久澤麻里子さんによれば、部落内外との連帯・ネットワークづくりの目的は、「強者・弱者の関係ではなくて、誰もが自分の弱さを受け入れて『助けて』と言いつける関係性」を作ることにあるという(二〇四頁)。

編者の山本崇記さんも、「当事者宣言」Ⅱムラのあるべき姿という前提に反発する地域の若者と「どこでも安心して自分の当事者性を受け入れたり受け入れなかったりするような場面をこの社会にできる限り張り巡らせていく必要が我々の責任じゃないか」という話になったという(八一頁)。

関係性ということについて、栄子さんの「部落問題の解決にはこれが良いとかそんな答えはないと思います。そのことについて話ができる『関係性』が欲しいと思う」(二〇六頁)という意見には筆者も全面的に同意する。香川での隣保館活動や、福知山の識字学級で試みられているように、部落問題について話し合える関係性を各地の実情に合わせて(再)構築・維持する具体的な仕組みづくりが課題であろう。

また、研修等を通じて水俣病事件やLGBTなど、さまざまな人権課題に関心を持つようになったことで、部落問題に対する認識もさらに深まったという鼎談者もいて、部落内外の連携・ネットワーキングが持つ可能性は大きいと考えられる。

ただ、長年にわたって運動に関わってきた栄子さんとしては、「私が解放運動をする中で、自分たちだけではなくてあらゆる人と接点を広げていくことが私らの解放につながるんじゃないかと思うんだけど」(七六頁)としつつも、解放運動に対する理解のなさにもどかしさを感じているようである。

・本当に部落解放運動がなぜこんなに理解されないのかなと思う。分らんこともないんですよ。私はそこで大きくなっていくから、部落や差別という前にあんたらどうなんや、という時があるんです。(五二頁)

・いろんな社会運動がありますわな。その中で、みんなそれぞれに協賛してやってくれるのに、解放同盟の運動だけは忌避されている。そこを組織として考え

ていかならんのと違う。それを考えられなかったら、部落の解放やっていつてたつて口先だけの話だと思います。(六〇頁)

なぜ解放運動は他の社会運動から忌避されているのか。京都市の同和行政をめぐる不祥事とその総括を取り上げた第7章では、批判の矛先が解放同盟に向けられた結果、「『運動団体Ⅱ同和』は悪」という図式ができてしまった経緯が説明されている(三二七〜三二八頁)。さまざまな社会運動との連携をめざすのであれば、解放運動や同和行政の背景や原因が知られないままマイナスのイメージだけが一人歩きしている現状を変えていく必要がある。そのためには、周辺住民や行政への啓発だけでなく、当事者の自覚・主体性が求められている。

#### ■自覚・主体性の獲得

二〇一六年一二月、部落差別解消推進法が施行された。栄子さんは「法律は大事」としつつも、「どんな法律ができたかって。自分たちがその中で自覚していかないと誰も差別の解消なんかしてく

れないですよ」(八四頁)として、部落解放には当事者の自覚が必要であると繰り返し強調している。

・それ(Ⅱ部落差別解消推進法)をつくりなさいと解放同盟が運動してきたけれども、それと同時に、同盟員に対して自覚をもたすような運動をしていかなかったら、言ってるばかりではあかんのじゃないかと思えます。法律は大事ですよ。それをつくると同時に、周辺地域の人たちへの啓発、当事者の自覚が求められる。また行政の啓発も必要です。(八四頁)

・私が地域の中に住んでいて一番歯がゆいと思うことは、もともと自分たちの生活を見て何で私らがこういう生活をしているのか、ということを考えて欲しいと思うんですよ。この頃の保護者ね、先生が気が付いて何回か保護者と話をするでしょ。そしたら保護者が面倒になって、先生もうええ、うちの子やしほつといて、と言うたりする。そういう保護者があるんですよ。(九七頁)

・自分たちのことは自分たち一

一人が自覚する中で部落を解放していかなあかんと違うのかなど。運動の中でいくら差別や解放やと言っている、一人一人が自覚しなかったら解放なんてほど遠い話やと思います。(三七七頁)

「運動って、自分を取り戻すためのものだと思うんですよ」(二四三頁)と考える栄子さんが、当事者の自覚・主体性を重視するのは当然かもしれないが、解放運動が同和行政に依存してきたこと、また行政も解放運動に対して主体性を発揮しなかったことへの反省・批判も含んでいるように思われる。

もう一人の編者の山本崇記さんは、住民／地域の主体性について、東九条や崇仁で行われている「部落のまちづくり」にも触れつつ、次のような見通しを提示している。

・もし部落からそういう行政の主体性、住民の主体性というところが、かたちとして示せたら、部落のまちづくりが、他の一般地域に示唆することは大です。つまり、他の地域よりも主体性を求められているし、他の地域

よりも依存させられてきたし、という意味では、部落のまちづくりと言うのは凄いポテンシャルがあるし、ハードルはとてつもなく高いけど、それをもし乗り越えてかたちをさせたら、こんなに面白い、示唆する地域はないなって思います。そして、何よりも大事なものは、その過程を通じて、部落差別をなくしていくということですね。(三三二頁)

#### ■教育・学びの力

鼎談では、教育・学びの重要性についても認識が共有されている。

・運動するのも良いけれど、まず学校に行かなあかん。まだまだ、地域の中は学力が低い。大卒に行く選択肢が広がるじゃない。あなた(川崎那恵さん)の話を書いている、やっぱり学校ってすごく大事やなって思った。何でも自分でできるようにするじゃない。自分から。一人歩きができる。(二四四頁)

・私はやはり、いまの解放運動には、教育を念頭に置いて欲しいなど。まず教育やと思うんですよ。時代も変わってきている

やん。流れも変わっているやん。そしたらね、私らもいつまでも差別されてるかそんなことばかり言うてたかて、向上も何もあらへんやん。その辺りをね、もつと一人ひとりがね、自分の置かれている立場を自覚して、運動をして欲しいなと思うねん。自分の置かれている立場の自覚ができたらね、自分が何をしたいかなあかんのか、これからね、自分がこれからどう子育てをしていったらいいのんかとかね。そういう学習会があるまわり無いやね。(二八八〜二八九頁)

・自分たちが勉強しに出たらいんですよ、私も識字をしている時に役所の人たちに言っていたのは、呼び込むだけではない。識字生を外へ連れて行きなさい。京都市はフィールドワークをされるところというのがありますから。やっぱり外を知らなければいけないんです。来てもらうのもいいけれども、自分たちも外に出て肌で感じてこなければいけないと思うんですよ。(二四一頁)

第4章・第5章では、隣保館活動や女性部の活動としての識字学級での実践例や課題が話し合われている。解放運動自体が弱まっている中で、識字学級の担い手の育成や、解放同盟としてのどのような学習を展開していくのが課題となっているが、これらは連帯・ネットワーク作りや自覚・主体性の確立と地続きの問題であろう。

栄子さんは、「差別される側、する側の子どもたち、大人もそうですけど、それをお互いに学習していくというのは大事なことで、うかなと思います」という考えを持っているが、人権教育を専門とする阿久澤さんによると、一連の特別措置法の法期限切れにより、学校における部落問題学習のあり方が大きく変化したという。

・学校教育の変化の影響としては、とにかく、部落も部落出身者も、見えなくなってきたいます。これは部落問題学習のありかたの変化によるものです。：：：：：具体的に「地域」や「人」に出会う実践ができなくなっています。：：：：：その結果学習者にとって、部落問題はほとんど抽

象化しています。いま、インターネット上には、部落差別を扇動したり、助長・誘発する情報があふれています。部落問題を抽象的にしか知らない、若い世代の意識の空白に、こうした情報が入り込んでいくことは、大変危険です。(六九頁)

若い世代にとって部落問題が象化しているという指摘は、筆者が日ごろ大学生と接している中でも実感できる場所であるし、法期限切れ以前に義務教育で同和教育を受けた世代であっても、果たして部落差別に関する知識がアップデートできていくかは疑問である。部落問題にリアリティを感じられないのは子どもや若者だけではない。京都市役所の職場研修で自身の経験談を話した淀野さんによると、「(職員は)知識、情報としては吸収しようとするんです。けれども、実感とか、自分事としてとらえるといったリアルさがない……研修を受けて、自分はこう考えたとか、こうしようという意見がまったくなかったという(三三六頁)。朝田善之助が自宅を開放して行っていた「朝田学校」は、

運動体・行政・企業・研究者が同じ場所で研修ができる場として提供されてきたというが、部落問題が見えづらくなっている今、改めてそのような場が必要なのかもしれない。

■部落史研究の位置

第1章は、近代部落史研究者である黒川みどりさんとの鼎談であり、筆者は前近代の部落史を研究しており、本書の中でも特に問題関心が近い部分でもあった。

各鼎談では、部落の歴史を学んでいることを肯定的に捉えられているように思う。例えば、川崎さんやインドのカースト制度・ダリットの研究者である池亀彩さんは、歴史について次のように語っている(括弧内は発言者)。

・それは部落の人間だけでなく、全ての人に言えることで、結局、日本人のありようにも関わってくるけど、歴史があって自分がいてこれからどんな社会を作っていくかということに自分がどう関わるかを考えるには、歴史と生まれた地域や自分の状況を理解しないといけないじゃ

ないですか。それを部落やから人よりちよつと意識させられて良かったと私なんかは思います。(川崎、一四四頁)

・だから、屠場関係とか、皮なめしの産業だとか、ちゃんとそれを部落外の人も知るべきだし、地域の人も、その歴史を学ぶのはとてもいいと思うんです。(池亀、二七六頁)

・「部落差別がなぜ残るのか」という問題について「インドから学ぶことはすごくある気がしています。……でも、もっと文化的なこととか、自分たちのアイデンティティというか、自分たちはこういう歴史を持っていて、こういう職業についてきて、そういう歴史を誇りに思っているということ、闘争の中心にはなくて、ほとんど重視されてこなかった。……でも、インド人はそこを結構やってるんです。……そういういろいろな文化的運動があって、そこには自分たちの文化とか歴史への誇りを取り戻そうというのがすごくあります。日本の部落解放運動は、ちよつとそこが弱かったと思うんです。(池亀、二八〇〜二八一頁)

部落解放同盟京都市協議会の役員として栄子さんと行動を共にした山内政夫さんも、自身の手で資料を発見する努力を続ける中で、歴史の掘り起こしについて次のように考えている(ただし山内さんは、歴史研究だけでは不十分で、まちづくり・運動を合わせた総合力が必要だとみている)。

・継続していいものはきちっと残してこれからの社会に役立つものとして考えていかなあかん訳ですわ。いまの話から学ばべきものとしたら、崇仁で言うところ、これは歴史を掘り起こして部落差別の本質につながっていくという話やから、こういう運動こそが部落差別をなくすことになっていくと思うんです。(山内、三八〇頁)

部落史研究では、一九七〇年代後半ごろから「貧困・差別の歴史」から「生産・労働の歴史」への転換が意識されるようになり、前近代の部落史においては生業や役割担、文化に関する実証性を重視した研究が蓄積されてきた。このよ



## 本の紹介

林采成 著

## 『飲食朝鮮—帝国の中の「食」経済史』

川崎 陽

(佛教大学非常勤講師)

## 【本書の概要】

本稿では、林采成(イム・チェン)著『飲食朝鮮—帝国の中の「食」経済史』(名古屋大学出版会、二〇一九年二月)を紹介したい。メインタイトルと美しい装幀からは、食文化についての「やわらかな」本という印象も受けるのであるが、副題にある通り、学術的な硬度の高い経済史の研究書である。「食料帝国」「フードシステム」という概念を用いつつ、日本帝国のもとに置かれた植民地朝鮮におけるさまざまな農水産物・畜産物や酒・煙草類の、生産・加工・流通・販売をめぐる状況を取り扱っている。

著者も指摘している通り、植民地朝鮮の経済史研究においては「植民地収奪論」や「植民地近代化論」といった日本の植民地支配の歴史像とも絡んだ議論が進められがちである。本著は「収奪」か「近代化」かという従来の「相容

れず、単なる折衷も難しい」(六ページ)論争軸を「超え」ようとする試みを掲げている。また植民地経済史研究の中心も米、とくにその生産の問題に偏りがちであったとしており、米以外のさまざまな品目がどのように生産され流通し消費されていたかを描いている。扱われた品目の中には先行研究がほとんどないというものも多く、見えてくる状況も興味深い。

本の紹介

本書では「フードシステム」や「食料帝国」といった概念が用いられている。食料の生産と消費の分野における「近代化」の特徴として、本書は「生産と消費の分離」を取り上げる。「自給自足的」な社会においては生産者が同時に消費者であったが、やがて生産と消費の間に加工・流通などの過程が加わっていく。こうして複雑化した食料の生産・流通・消費の総体、食料連鎖や食料経済の意味合いを包括する概念が「フードシステム」である。「食料帝国」(Empire of Food)は、エヴァン・フレイザーとアンドリュー・リマスが二〇一〇年の著書(日本語訳『食糧の帝国—食物が決定づけた文明の勃興と崩壊』(太田出版、二〇一三年))で提示した概念であり、古代から現代までの人類史をたどりながら、「帝国」維持のためにはフードシステムを帝国圏内外に展開し、帝国内外から獲得・調達した食料を市場などを通じて帝国内に適時配分することが不可欠であった、とする視角である。

著者の林采成氏は一九六九年ソウル生まれ、ソウル大学校農業経済学研究科修士課程を修了し、日本に留学。あとがきによれば、留学前には農業史を専攻し、干拓事業の推計や農業経営分析などを行っていたとのこと。東京大学大学院経済研究科博士課程を修了され、現職は立教大学経済学部教授である。

筆者はインフラストラクチャーやエネルギーに注目し、戦争を挟んで戦前から戦後へと至る経済のシステムがいかに移行していったのかを東アジアの枠組みのなかで考察してきた。しかしその後分析の焦点はそのような歴史的激変に翻弄されて、それに何とか対応していく人間そのものへと移り、労使関係や労働衛生を再検討し、身体を構成する栄養の供給源たる食料に着目している」(あとがき、三〇七〜三〇八ページ)とのこと、著書としてはほかに『戦時経済と鉄道経営—「植民地朝鮮」から「分断韓国」への歴史的経路を探る』(東京大学出版会、二〇〇五年)、『華北交通の日中戦争史—中国華北における日本帝国の輸送戦とその歴史的意義』(日本経済評論社、二〇一六年)、『鉄道員と身体—帝国の労働衛生』(京都大学学術出版会、二〇一九年)がある。「食料」への関心からの論考が今回『飲食

朝鮮』として結実している。

これらの概念を援用しつつ、本書は、植民地朝鮮のフードシステ

ムが朝鮮という地域内にとどまらず日本帝国の消費市場に対応して拡大したこと、日本帝国の視点でも朝鮮・台湾が重要な食料の供給源であり「食料帝国」の存立に關わることを示そうとする。本書で扱われるのは植民地期が主ではあるが、日本帝国解体によつて南北朝鮮でいかにフードシステムが再編成されていったかというところまでが視野に収められている。

本書の目次は以下の通り。各品目を扱った九つの章と、研究の枠組みを提示した「序章」、各論をまとめ戦後との接続／断絶を述べる「終章」から成る。

#### 序章 食料帝国と朝鮮

##### 第一部 在来から輸出へ

##### 第一章 帝国の朝鮮米—colonizing the rice

##### 第二章 帝国の中の「健康な」

##### 朝鮮牛—畜産・移出・防疫

##### 第三章 海を渡る紅蔘と三井物産—独占と財政

#### 第II部 滋養と新味の交流

##### 第四章 「文明的滋養」の渡来と普及—牛乳の生産と消費

##### 第五章 朝鮮の「苹果戦」—西洋りんごの栽培と商品化

#### 第六章 明太子と帝国—味の交流

#### 第III部 飲酒と喫煙

##### 第七章 焼酎業の再調合—産業化と大衆化

##### 第八章 麦酒を飲む植民地—舶来と造酒

##### 第九章 白い煙の朝鮮と帝国—煙草と専売

##### 終章 食料帝国と戦後フードシステム

具体的に取り上げられた九つの品目について概要を紹介する。

#### 【取り上げられた九つの品目】

第一章は米。「本章の課題は、在来的作物であった朝鮮米が帝国の米として品種改良された後、植民地住民のカロリー摂取において生じた変化を吟味することである」（二二ページ）とある。輸送の問題、代替穀物とカロリー摂取量などを検討し、「国内の食糧調達の分業構造は、日本内地を優先する栄養の再配分でもあった」（四八ページ）と述べる。第二次世界大戦後、帝国から切り離された韓国では食糧難に陥り、朝鮮戦争期の食糧事情はアジア・太平洋戦争期よりも深刻化していたという。こうした状況を救ったのはアメリカの余剰

農作物輸入による援助で、栄養が改善されるとともに、食生活が西洋化する要因となった。

第二章は牛。近代以前の朝鮮において牛は主に農耕用に使われ、農耕に使えなくなった牛を食肉資源として消費していた。一方、日本牛は慢性的な供給不足の状態にあつたため、これを補うために多くの朝鮮牛が日本へ渡つて、品種改良と繁殖が図られることとなった。しかし農業条件の違いから日本では農耕用には使われず、低廉な食肉用としてより広がることとなった。なお、こうした牛の移動

に關連して、日本帝国の牛の検疫体制が整備されていく。しかし、健康な朝鮮牛が日本へ大量に移出された結果、朝鮮牛の数は停滞し体格も劣等化していく。「朝鮮牛は日本牛の増殖のための補給源に過ぎなかつた」（七四ページ）。韓国で「生産者と消費者の分離」が実現するのは、経済成長後を待たねばならない。

第三章は紅蔘。いわゆる高麗人蔘（人蔘）の上位品であり、今日も栄養補助食品として知られている産品であるが、朝鮮総督府は塩・煙草とともに紅蔘を専売制とした。紅蔘の歴史を扱った従来の叙述で

は、朝鮮王朝末期の「開城商人」の活躍をイメージで語られるか、総督府専売当局自らが描いた「総督府の指導」のイメージで語られるか、ということが多かったとされる。本章では、植民地期に人蔘を耕作していた人々の姿を浮かび上がらせるとともに、東南アジア等への売り込み、「紅蔘」のブランド確立に大きな役割を果たした三井物産の役割について検討する。

第四章は牛乳。朝鮮にはもともと牛乳を飲む習慣はなく、近代という時代に「文明的滋養」として導入が図られたものである。もちろん現在一般に飲用されており「朝鮮人の身体的規律にも植民地的痕跡を残している」。いわば無からはじまった「牛乳」の生産・流通・消費がどのように作り上げられていったかという点を跡付けていく。朝鮮における業界の組織化、本国資本の参戦と対抗、総督府の介入（合理化と取り締まり）、総督府内部のセクシヨナリズム（農務と、衛生を管掌する警務）、老人や乳児に分配を優先する配給統制のあり方など、さまざまな論点が挙げられている。

第五章は西洋りんご。朝鮮の土壌はりんご栽培に適しているとさ

れ、在来種のりんごもあつたが、商品性には劣っていたという。開港後、西洋から西洋りんごと近代果樹農業が導入されていく。一九〇〇年前後には日本人による果樹園経営が安定し、広がりを見せるようになり、当局（統監府・総督府）も支援することとなる。一九三〇年代には、朝鮮人果樹農家がりんご生産の主役となつていった。一九三〇年代には良質品の輸出・移出（主には日本、その他中国・ロシアなど）が行われるようになる。日本では日本最大の産地青森県と競合し、熾烈な市場競争（「苹果戦」）が展開された。この過程で、生産者の組織化や商品の規格化・品質管理が進められ、それらは戦時統制へと移行していく。また、輸出・移出されなかつたりんごは朝鮮内で消費され、朝鮮でも食材として定着していくことになる。

第六章は明太子。本章において著者は、明太子の歴史は味の「開発」と言うより「交流」ないし「伝播」の歴史であると述べている（一六七ページ）。ただし本章で「明太子」として扱われているものが、「たらこ」（タラの魚卵およびその塩蔵品）であるのか、福岡県の名産品として知られる「辛子明太子」であるのか、区別がつかないという大きな難点がある。本著の叙述によればスケトウダラ（朝鮮語で明太＝ミンゴンテ）は咸鏡道が大漁場であり、ほとんどは乾物（乾明太）として加工され、冠婚葬祭に欠かせない「常食」として国内消費されてきた。咸鏡道の漁村では乾明太製造の副産物として魚卵の塩蔵品（本章では「明太子」と呼んでいる）が自家食用に生産され、一部が加工販売されるようになった。やがて、漁法の発展で漁獲量が拡大、また鉄道の登場によって販路が拡大していったのであるという。

第七章は焼酎。朝鮮でも古くから焼酎の生産が行われていた。一九一六年、朝鮮総督府は朝鮮酒税令を出す、当時は酒税が総督府財政最大の収入源であった。総督府は財政安定のため、焼酎業の「近代化」―工場化に向けた指導を進めていく。こうして在来の甕を用いて自家消費する「旧式焼酎」と、工場で生産された「新式焼酎」が併存することになる。旧式焼酎が衰退したわけではないが、安価に作られる「酒精式焼酎」へと、植民地住民の味覚が転換するようになる。

第八章はビール。朝鮮でのビールの普及は一九三〇年代になってからで、日本内地のビールメーカーが朝鮮に工場を建設するようになってから本格化したという。それまでは主に在朝日本人によって内地からの移入品のビールが消費されていた。ビールメーカー間の競争とカルテル、そして専売制導入を目論んだ総督府との駆け引きを描きだす。

第九章は煙草。朝鮮に煙草が伝わったのは一七世紀初めとされるが、その後朝鮮の社会では喫煙の習慣が定着し、「必需」の嗜好品となった。朝鮮総督府は財源として煙草に注目し、当初は各過程に課税し、のちに専売制のもとに置かれることになる。総督府は煙草産業の育成に努めるのであるが、葉タバコの耕作、煙草の製造、朝鮮内にとどまらず帝国内外に広がった販売、財政への影響、専売制度から逸脱した「違法」な生産への取り締まりまでを総合的に見る。

【感想】

序章の第二節「植民地近代化論と植民地収奪論を超えて―既存研究」は、植民地朝鮮の経済をめぐる研究史の要を得た整理となっており、「収奪論」「近代化論」それぞれ

ようとしており、様々な主体——生産・流通・消費の各セクション、これらを指導・振興・統制・（ものによつては収益化）しようとする総督府、本国の財閥など——の思惑の絡み合いと、植民地期と解放・分断後の接続／断絶を浮き上がらせることで実現させようとしていると見られる。また、朝鮮と中国・ロシアとの物流について言及されている点も、日本本国と朝鮮との関係にのみ焦点を当ててしまいがちな「収奪論」「近代化論」の枠組みを超えようとする試みであろう。

本書は研究が十分に及んでいなかった品目や不足していた視点を丹念に埋めるものと言うことができ、多くの部分では今まで読んだことのないような視野の広がりを得ることができ。しかしながら、これは利用できる史料の残存状況に規定されている点が大きいは思うのであるが、各品目ごとに關心の方向性が異なっており、一冊の書籍としては「まとまり」に欠けている感がある。りんごは国内での産品販売、紅蔘では日本についてあまり扱われず帝国外への製品販売がメイン、朝鮮の牛は「日本の牛肉消費に大きな役割」

を果たしたとあるものの、牛肉についてはそれほど詳細に描かれておらず、ビールも「朝鮮人の味覚の洋風化を促した」とあるものの内地ビールメーカーと総督府視点の叙述がメインであり朝鮮人消費者側からの視点はあまり触れられていない。「食料帝国」のありようを分析するための方法論を各品目に下ろして分析していったというよりは、編み得た各章を結び合わせた結果という感がある。学術書としては若干ふわりとしたタイトル（牛肉としてよりは牛という家畜そのものを扱った第一章、煙草を扱った第九章は、たしかに農水産業の一部ではあるが「飲食」「食経済」と直感的には結びつかない）も、これによるものかもしれない。

もちろん「まとまり」に欠けるという点は、バラエティに富んだ切り口を示しているということでもあり、食材・食料品の研究から広がり得る視野の広さを示している。門外漢の私がこの本に惹かれて手に取り、面白いと思ったのもその点にあるのであるが、たとえば本書は、家畜伝染病予防や、葉タバコの耕作、りんごの梱包・箱詰めに至るまで、さまざまな「現場」の状況が語られている。「食品」を題材とすることで、生産・流通・消費の過程をたどっていく経済史が、社会史や食文化史をはじめさまざまな研究分野と隣接し関わり合いを持つていることに改めて思いを致すことができる。実は本稿は、ある研究会の例会で行った本書の書評発表がもとになっているのであるが、「戦後韓国のビールが帝国の刻印を受け継がなかったのはなぜだろう」（韓国のビールはアメリカ式の「軽い」ビールであるとされる）であるとか、「日本では乙種焼酎（在来式の焼酎）が生き残ったのに対し、韓国では甲種焼酎によつて一掃された点はどこから来るのであるか」といった、いささか酒に疎い私には考えが及ばない観点からの感想で参会者が盛り上がったのを覚えている。

牛について追えば獣医学や畜産加工・消費に行きあたり、農業は品種・技術の改良や灌漑設備などのインフラ整備とも関わる。流通を検討すれば鉄道や道路といったインフラを視野に収めざるを得ず、消費を扱うには商業やマスコミの発展、商品が消費者に訴求したイメージにも踏み込んでいくことになる。また、それぞれの段階にさまざまな組織が生まれ、競争や交渉や協力が生み出される。「食」の経済を扱う本書は多くの分野と隣接していることを実感させられるところであり、またそれら多くの隣接分野の研究者によつて参照されるべき本であると言えよう。本書では主要には扱われていない「社会史」的・「食文化史」的アプローチも可能であろう。ただ、そのような視線で読み返すと、私のような「異分野」の人間が読むに上では経済指標・統計の専門用語の解説があまりない（経済史の分野では普通に使われているであろうけれども）など、もったいないと思われる点もある。

本書は、ここから当該品目の研究史が積み上げられていくスタートになるであろう部分も多い。本書では扱われていない部分の研究が今後進展していくことを楽しみにできる本である。

（名古屋大学出版会刊、二〇一九年二月、五四〇〇円）



**ヒューマンライツ 381** (部落解放・人権研究所刊, 2019.12) : 500円

特集 部落差別解消推進法施行から三年

書評 部落解放・人権研究所編『ネットと差別扇動 フェイク／ヘイト／部落差別』 岸政彦

**ひょうご部落解放 172** (ひょうご部落解放・人権研究所刊, 2019.3) : 700円

部落解放研究第39回兵庫県集會報告書

**ひょうご部落解放 173** (ひょうご部落解放・人権研究所刊, 2019.6) : 700円

特集 戦後兵庫の解放運動・同和教育

戦後兵庫部落解放運動概史 (1946~1978) 高木伸夫／兵庫の解放運動と在日コリアン (回想) 辻本久夫／但馬・出石 部落差別と解放運動 足田仁司／二度と子どもたちに涙を流さずにはいけない—同和教育から人権教育への移行期 淡路からの報告 山添繁

投稿 なぜ部落民に対する結婚差別が未だに続くのか キャロリーヌ・タイエブ

本の紹介

内藤正典著『外国人労働者・移民・難民ってだれのこと?』 橘田圭代／チョ・ナムジュ著『82年生まれ、キム・ジョン』 宮前千稚子／朝治武著『水平社論争の群像』 本郷浩二

**部落解放 780** (解放出版社刊, 2019.10) : 1,000円

特集 学校を変える被差別マイノリティの子どもたち 6

**部落解放 781** (解放出版社刊, 2019.11) : 600円

特集 みえ発 人権文化を確かなものに 三重の人権・同和教育

本の紹介

森田ゆり著『体罰と戦争—人類のふたつの不名誉な伝統』 福島みずほ／外川正明著『格差と不平等を乗り越える教育事始』 仲尾翔哉／中山武敏著『人間に光あれ—差別なき社会をめざして』 鎌田慧

子どものころに読み書きを学べなかったからこそ、いまの幸せがある—韓識字学習者共同宣言 菅原智恵美

部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 37 第3部 ハフリの世界 第14章 穢観と動物供儀—その歴史過程 川元祥一

**部落解放 782** (解放出版社刊, 2019.12) : 600円

特集 新自由主義と教育

本の紹介

山口泉著『まつろわぬ邦からの手紙—沖縄・日本・東アジア年代記 2016年1月—2019年3月』 黒古一夫／朝治武著『韓国歴史ドラマの再発見—可視化される身分と白丁』 水野直樹

部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 38 第4部 江戸時代と明治初期の部落問題 川元祥一

**部落解放研究 211** (部落解放・人権研究所刊, 2019.11) :

2,000円

特集 諸外国における差別禁止法をめぐる動向と運用状況 河内国石川郡新堂村領富田村の「女名前」 矢野治世 朝鮮民族運動における「平等原則」と衡平運動 水野直樹

インターネット上における部落差別が部落の青年層に与える影響—第50回全高・第62回全青参加者への質問紙調査から— 内田龍史

教員養成系大学における人権教育の今後—大学のケーススタディから— 松下一世

大日本同胞融和会結成の再考 高林公男

朝鮮衡平運動史研究発展のために 3—慶尚北道及び大邱広域市での踏査— 割石忠典

**部落解放研究くまもと 78** (熊本県部落解放研究会刊, 2019.10)

特集 羽江忠彦さんを偲んで

私にとっての部落問題と私たちの多様な社会 三木幸美

**部落解放ひろしま 102** (部落解放同盟広島県連合会刊, 2020.1) : 1,000円

特集1 悪質化する差別事件

特集2 「部落差別解消推進法」施行4年…いかに実効性を求めるか

**部落史研究 4** (全国部落史研究会刊, 2019.3) : 2,000円

特集 第24回全国部落史研究大会

シンポジウム『東日本の部落史』全3巻をめぐって

1 東日本からの報告

中世~近世、移行期における長吏・かわた集団—東日本の状況と検討課題— 藤沢靖介／近代部落差別からの解放とは何か—近世・近代移行期を中心に— 吉田勉

2 部落史における西と東

近世の皮革流通における西と東 高垣垂矢／村の警備から 水本正人／『東日本の部落史』から考える近代の地域社会と部落問題 井岡康時

全体講演 「皮師(革師)」の成立—対外関係の緊張と移動する被差別集団— 浪川健治

書評 朝治武著『水平社論争の群像』を読む 八箇亮仁 全国部落史研究会会員著書・論文等目録 (2018年3月~2019年3月)

**むこうに見えるは 16** (人権ネットワーク・ウェブ21刊, 2019.11)

「特措法」制定から50年を迎えて 3 山田康夫

**ルシファー 22** (水平社博物館刊, 2019.10) : 500円

公開講座報告 部落解放同盟奈良県連合会再建60周年 部落解放運動のこれまでとこれから 伊藤満

**和歌山研究所通信 66** (和歌山人権研究所刊, 2019.10)

アサーションと人権—人権を行使するとは— 名波龍弘 2019年度人権シリーズ講座 第1回 沖縄人として日本人を生きる—異和共生の社会に向けて— 金城馨

靴の歴史散歩 134 稲川實

皮革関連統計資料

**関西大学人権問題研究室紀要 78** (関西大学人権問題研究室刊, 2019.10)

高い感性をもつ人 (Highly Sensitive Person) は物事を深く考える 1 —スピリチュアリティとの関連— 串崎真志

韓国多文化家庭に関する考察—子女教育と二重言語駆使について— 高明均

男性への性別越境における異なる自己のあり方に関する一考察 宮田りりい

**グローブ 99** (世界人権問題研究センター刊, 2019.10)

近世前期六条村の様子 松尾奏子

**藝能史研究 226** (藝能史研究会刊, 2019.7) : 1,800円

中世前期における盲人の芸能 辻浩和

**国際人権ひろば 148** (アジア・太平洋人権情報センター刊, 2019.11) : 350円

特集 国際人権規約批准40年目の日本社会

**在日朝鮮人史研究 49** (在日朝鮮人運動史研究会編, 2019.10) : 2,400円

戦前期、在阪朝鮮人と犯罪—日本人との比較を通じて 塚崎昌之

在日朝鮮人古物商・屑物業取締法令の推移と実態 木村健二

1940年の在日朝鮮女性接客業就業状況—第3回国勢調査統計原表第21表から 梁裕河

—在日朝鮮人二世男性のうつ病と社会・政治・歴史状況 金栄

**人権と部落問題 929** (部落問題研究所刊, 2019.11) : 600円

特集 「道徳科」をめぐる争点

文芸の散歩道 丸岡忠雄作『詩集部落』『ふるさと』『続ふるさと』—部落問題解決の草創期に「真実」を求めて輝いた詩人— 桑原律

ごった煮人生をふり返って 18 畜産加工協同組合と父 成澤榮壽

**人権と部落問題 930** (部落問題研究所刊, 2019.12) : 600円

特集 強制不妊手術—国の罪を問う

文芸の散歩道 『82年生まれ、キム・ジョン』 松井活  
紹介 部落問題研究所発行水平運動をめぐる図書 尾川昌法  
ごった煮人生をふり返って 19 国民学校高学年と中学校の生活 成澤榮壽

**振興会通信 148** (同和教育振興会刊, 2019.9)

同朋運動史の窓 54 左右田昌幸

**振興会通信 149** (同和教育振興会刊, 2019.11)

同朋運動史の窓 55 左右田昌幸

**信州農村開発史研究所報 148** (信州農村開発史研究

所刊, 2019.6)

八重原村の被差別部落の歴史 7 柳沢恵二

史料紹介 市川家より村へ土地を用立てる 斎藤洋一

**月刊地域と人権 427** (全国地域人権運動総連合刊, 2019.11)

北九州の人権問題本音シンポ公開講座 シンポジウム「タブーも付度もなく人権問題を本音で語る」上

**月刊地域と人権 428** (全国地域人権運動総連合刊, 2019.12)

北九州の人権問題本音シンポ公開講座 シンポジウム「タブーも付度もなく人権問題を本音で語る」下

**地域と人権京都 799** (京都地域人権運動連合会刊, 2019.10.15) : 150円

『竹田の歴史』6 中川正照

**地域と人権京都 800** (京都地域人権運動連合会刊, 2019.11.1) : 150円

『竹田の歴史』7 中川正照

**地域と人権京都 801** (京都地域人権運動連合会刊, 2019.11.15) : 150円

『竹田の歴史』8 中川正照

**地域と人権京都 802** (京都地域人権運動連合会刊, 2019.12.1) : 150円

『竹田の歴史』9 中川正照

**地域と人権京都 803** (京都地域人権運動連合会刊, 2019.12.15) : 150円

『竹田の歴史』10 中川正照

**であい 691** (全国人権教育研究協議会刊, 2019.10) : 160円

人権文化を拓く 263 これは人権問題ですか? 南和行

**であい 692** (全国人権教育研究協議会刊, 2019.11) : 160円

人権文化を拓く 264 『バリバラ』現在進行形 森下光泰  
**ヒューマン・アルカディア 82** (福岡県人権啓発情報センター刊, 2019.11)

寄稿 第47回特別展によせて 『私たちのものがたり〜いま被差別部落を生きる〜』 野田淳平, 宮崎亮希

**ヒューマンライツ 379** (部落解放・人権研究所刊, 2019.10) : 500円

特集 第44回部落解放・人権西日本夏期講座

報告 韓国慶尚北道での衡平社をはじめとする社会運動の足跡を訪ねて〜第三次韓国踏査報告 中 友永健三

**ヒューマンライツ 380** (部落解放・人権研究所刊, 2019.11) : 500円

特集 長谷川豊氏の部落差別発言事件で問われているもの  
部落解放運動のこれから—引き継ぎそして変革へ 1 キーワードは「つながり」 北川真児

報告 韓国慶尚北道での衡平社をはじめとする社会運動の足跡を訪ねて〜第三次韓国踏査報告 下 友永健三

# 収集逐次刊行物目次 (2019年10月～12月受入)

～各逐次刊行物の目次の中から部落問題関係のものを中心にピックアップしました～

**愛生 822号** (長島愛生園刊, 2019.12)

愛生園の啓発活動の振り返りと今後について、家族への差別偏見解消を考慮して 山本典良

神谷美恵子の蔵書を求めて 藤原理沙

**明日を拓く 120** (東日本部落解放研究所刊, 2019.11) : 1,000円

特集 発信する東日本の若者たち (上)

**明日を拓く 121** (東日本部落解放研究所刊, 2019.11) : 1,000円

特集 発信する東日本の若者たち (下)

**IMADR通信 200** (反差別国際運動刊, 2019.10)

特集 狭められる市民社会スペース

**ウィングスきょうと 154** (京都市男女共同参画推進協会刊, 2019.10)

図書情報室新刊案内

ロクサーヌ・ゲイ著『飢える私—ままならない心と体』  
／アンジェラ・サイニー著『科学の女性差別とたたかう  
脳科学から人類の進化史まで』

**ウィングスきょうと 155** (京都市男女共同参画推進協会刊, 2019.12)

図書情報室新刊案内

牟田和恵著『ここからセクハラ!アウトがわからない男、  
もう我慢しない女』／橋本治著『父権制の崩壊 あるいは  
指導者はもう来ない』

**解放新聞 2927** (解放新聞社刊, 2019.10.21) : 90円

福井県高浜町元助役から関西電力幹部への金品受領問題  
に関する部落解放同盟中央本部のコメント

**解放新聞愛知版 477** (部落解放同盟愛知県連合会刊, 2019.10) : 100円

愛知の部落解放運動の歴史—成果と課題— 1 山崎鈴子

**解放新聞愛知版 478** (部落解放同盟愛知県連合会刊, 2019.11.1) : 100円

愛知の部落解放運動の歴史—成果と課題— 2 山崎鈴子

**解放新聞東京版 966** (解放新聞社東京支局刊, 2019.10.15) : 95円

スカイツリーが立つ街～子ども達は親の労働、仕事、町をどう見ていたか～ 1 岩田明夫

**解放新聞東京版 967** (解放新聞社東京支局刊, 2019.11.1) : 95円

スカイツリーが立つ街～子ども達は親の労働、仕事、町をどう見ていたか～ 2 岩田明夫

**解放新聞東京版 968** (解放新聞社東京支局刊, 2019.11.15) : 95円

スカイツリーが立つ街～子ども達は親の労働、仕事、町をどう見ていたか～ 3 岩田明夫

**解放新聞東京版 969** (解放新聞社東京支局刊, 2019.12.1) : 95円

スカイツリーが立つ街～子ども達は親の労働、仕事、町をどう見ていたか～ 4 岩田明夫

**解放新聞東京版 970** (解放新聞社東京支局刊, 2019.12.15) : 95円

スカイツリーが立つ街～子ども達は親の労働、仕事、町をどう見ていたか～ 5 岩田明夫

**語る・かたる・トーク 296** (横浜国際人権センター刊, 2019.10) : 550円

語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う  
「違うって、楽しい!」 吉成タダシ

**語る・かたる・トーク 297** (横浜国際人権センター刊, 2019.11) : 550円

語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う  
「逆KY」 吉成タダシ

**カトリック部落差別人権委員会ニュース 182** (日本カトリック部落差別人権委員会刊, 2019.9)

東九条と部落問題 前川修

**かわとはきもの 189** (東京都立皮革技術センター台東支部刊, 2019.9)

## 事務局よりお知らせ

◇「2019年度差別の歴史を考える連続講座」全6回が無事に終了いたしました。3月末には講演録を発行する予定です。ご希望の方は、メール・電話・FAXでご連絡ください。

□所在地 〒603-8151 京都市北区小山下総町5-1 京都府部落解放センター3階

□TEL/FAX 075-415-1032

□URL <http://shiryo.suishinkyokai.jp>

□開室日時 月曜日～金曜日 第2・4土曜日 10時～17時 (祝日・木曜(月2回)・年末年始は休みます)

□交通機関 市営地下鉄烏丸線「鞍馬口」駅(京都駅より約10分)下車 北へ徒歩5分